

判 決 要 旨

5 1 違法性の判断基準について

人格権は、人の生命、身体という極めて重大な法益を保護するものであり、物権の場合と同様に排他性を有する権利である（最高裁昭和56年（オ）第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）。そして、環境汚染による不安を抱くことなく日常生活を送るという法益は、生命、身体に係る法益に密接に関連するものであり、環境汚染による人の健康被害を防止することは、国民が健康で文化的な生活を営むためにも不可欠なものである。

そうすると、環境汚染による不安を抱くことなく日常生活を送る権利（以下「平穏生活権」という。）は、憲法13条及び憲法25条の法意に照らし、人格権に由来するものとして保障されるべきものである。他方、環境の保全とこれに伴う規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規、刑罰法規等によってなされることが予定されているものであるから、社会公共の利益に鑑み、上記不安を受忍すべき場合もあるというべきである。

したがって、環境を汚染する行為は、①行政法規、刑罰法規等に違反し、②公序良俗違反や権利の濫用に該当し、③環境汚染の態様や程度が特別顕著なものであるなど、環境汚染の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くといえる場合に、平穏生活権を侵害するものとして、違法となると解するのが相当である。

2 平穏生活権侵害の成否

認定事実によれば、被告は、平成28年3月2日、仙塩地域7自治体との間で、仙台パワーステーション発電所（以下「本件発電所」という。）について、公害防止に関する協定（以下「本件協定」という。）を締結し、環境情報の公表や本件発電所

の公開その他の地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進することに合意したにもかかわらず、現在に至るまで環境情報の公表や本件発電所の公開を積極的に推し進めていないことが認められる。そうすると、被告は、本件協定の規定のうち、少なくとも地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する旨の規定を遵守するものではなく、本件協定に違反していると認めるのが相当である。

他方、認定事実によれば、少なくとも現時点においては、本件発電所の運転により排出される大気汚染物質の実測値は、環境基準等をいずれも下回るものであり、本件発電所の周辺地域における大気汚染物質の実測値は、本件発電所の運転前と比較しても通常の変動の範囲内で推移していることが認められる。

これらの事情を総合考慮すれば、被告が本件協定に違反している上記の事情を考慮しても、公表されている実測値の現状の推移等に照らすと、少なくとも現時点においては本件発電所の運転による環境汚染の態様や程度が特別顕著なものであると認めることはできない。

したがって、本件発電所の運転により環境を汚染する行為は、環境汚染の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くということとはできず、平穩生活権を侵害するものとして違法となると認めることはできない。

3 原告らの主張に対する判断

原告らは、甲A30（以下「本件論文」という。）を証拠として提出するものの、本件論文が採用する算定式は、本件発電所の運転による環境汚染の現実を正しく反映するものとはいえず、少なくとも原告らの現実の権利侵害を立証するものとしては、信用性を欠くものといえる。

また、原告らは、甲A22ないし甲A29（枝番号含む）（原告らに対するアンケート。以下「本件アンケート」という。）を証拠として提出するものの、本件アンケートは、本件訴訟提起後に原告ら及びその家族を対象を限定して実施されたにすぎないものであり、しかも、その調査方法も自己申告にとどまるものであるから、必

ずしも他覚的又は医学的に説明できるものとはいえず、少なくとも現時点においては十分な客観性を認めることはできない。

したがって、本件論文及び本件アンケートの結果に基づく原告らの主張は、採用することができない。

5 4 最後に

なお、被告は、本件発電所の運転を継続する限り、本件協定に基づき、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する義務を負い続けることを真摯に受け止めるべきであり、平穏生活権が地域住民に保障されている趣旨に鑑みると、被告は、地域住民に対し環境情報の公表等をした上、最善の公害防止対策を実施して良好な環境の保全に尽くすなど、環境汚染による地域住民の不安を解消するよう努める社会的責任を負うものであることを、最後に付言する。

10

以 上